

ケア・ガーデン青森 ご利用料金表(通所リハビリ)

令和6年6月1日現在

要介護1～5の方

単位：円

介護度	負担割合	介護保険対象内負担額				合計(A)	食費(B)	合計(A+B)
		基本単位(日)	サービス提供体制強化加算(I)	リハ提供体制加算(4)	中重度者ケア体制加算			
要介護1	1割	715	22	24	20	781	660	1,441
	2割	1,430	44	48	40	1,562	660	2,222
	3割	2,145	66	72	60	2,343	660	3,003
要介護2	1割	850	22	24	20	916	660	1,576
	2割	1,700	44	48	40	1,832	660	2,492
	3割	2,550	66	72	60	2,748	660	3,408
要介護3	1割	981	22	24	20	1,047	660	1,707
	2割	1,962	44	48	40	2,094	660	2,754
	3割	2,943	66	72	60	3,141	660	3,801
要介護4	1割	1,137	22	24	20	1,203	660	1,863
	2割	2,274	44	48	40	2,406	660	3,066
	3割	3,411	66	72	60	3,609	660	4,269
要介護5	1割	1,290	22	24	20	1,356	660	2,016
	2割	2,580	44	48	40	2,712	660	3,372
	3割	3,870	66	72	60	4,068	660	4,728

その他の介護保健施設サービス費			負担割合		
			1割	2割	3割
介護職員等処遇改善加算 I	所定単価より算定した単位数の合計		所定単価×0.086/月		
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	リハビリテーション計画を策定し、自立のために必要な支援方法や生活上の留意点を共有し、リハビリテーションを行った場合	開始から6ヶ月以内	560円/月	1,120円/月	1,680円/月
リハビリテーションマネジメント加算(イ)		開始から6ヶ月以降	240円/月	480円/月	720円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	上記内容に加えて、厚生労働省へデータを提出し、必要な情報を活用していること	開始から6ヶ月以内	593円/月	1,186円/月	1,779円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)		開始から6ヶ月以降	273円/月	546円/月	819円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たし、事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行うとともに、言語聴覚士、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。	開始から6ヶ月以内	793円/月	1,586円/月	2,379円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	関係職種が、リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。	開始から6ヶ月以降	473円/月	946円/月	1,419円/月
※リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、上記に加えて			270円/月	540円/月	810円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合		110円/日	220円/日	330円/日
科学的介護推進体制加算	入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的なデータを厚生労働省に提出し、サービス提供に当たり必要な情報を活用している場合		40円/月	80円/月	120円/月
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合		40円/日	80円/日	120円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)等が利用者の居宅を訪問し、浴室での動作及び浴室の環境を評価し、個別の入浴計画を作成すること		60円/日	120円/日	180円/日

その他の介護保健施設サービス費		負担割合		
		1割	2割	3割
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6ヶ月に1回限度)	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に係る情報を介護支援専門員に文書で提供した場合	20円/回	40円/回	60円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6ヶ月に1回限度)	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で提供した場合	5円/回	10円/回	15円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ) (原則3月以内、月2回を限度)	利用者の口腔機能を把握し、多職種が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従い口腔機能向上サービスを行っているとともに、定期的に記録、評価した場合	150円/回	300円/回	450円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ (原則3月以内、月2回を限度)	上記口腔機能向上加算(Ⅰ)の内容に加えて、厚生労働省へ口腔機能改善管理指導計画等の情報を提出し、必要な情報を活用した場合 ※リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定している場合	155円/回	310円/回	465円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ (原則3月以内、月2回を限度)	上記口腔機能向上加算(Ⅰ)の内容に加えて、厚生労働省へ口腔機能改善管理指導計画等の情報を提出し、必要な情報を活用した場合 ※リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していない場合	160円/回	320円/回	480円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ(週2回まで)	リハビリによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した認知症利用者に対し実施	240円/日	480円/日	720円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ(月4回以上)	(退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内)	1,920円/月	3,840円/月	5,760円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始から6月以内)	生活行為の内容の充実の為に目標を踏まえてリハビリテーション計画を定めてリハビリテーションを提供、会議を開催し目標の達成状況を報告し、医師又は医師の指示を受けた専門職が利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価を実施した場合	1,250円/月	2,500円/月	3,750円/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対し、個別の担当者を定めてケアを実施	60円/日	120円/日	180円/日
栄養改善加算(通所開始時より3ヶ月間、週2回迄)	低栄養状態又はその恐れがある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、必要に応じ居宅を訪問し、栄養改善サービスを行った場合	200円/回	400円/回	600円/回
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 利用者ごとに、医師、管理栄養士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定は不可。	50円/月	100円/月	150円/月

その他の介護保健施設サービス費		負担割合		
		1割	2割	3割
移行支援加算	評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し記録、終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり計画書を移行先の事業所へ提供した場合	12円/日	24円/日	36円/日
退院時共同指導加算 (1回を限度)	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(※)を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合。 ※利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させる事。	600円/回	1,200円/回	1,800円/回
重度療養管理加算	要介護3.4.5であって厚生労働大臣が定める状態である利用者に対し、医学的管理のもと利用する場合	100円/日	200円/日	300円/日
事業所が送迎を行わない場合	自宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合	所定単位数から 片道47円減		

※サービスの提供時間は6時間以上7時間未満です(短時間利用もご相談に応じます)。

※送迎時の交通渋滞によるサービスの提供時間の短縮があった場合(特に冬期間)やご利用者の体調不良等でサービスの提供時間に短縮があった場合は、介護保険自己負担額に減額等の変更があります。

※介護保険の改正等により、利用料金を改正させていただくことがあります。

※クラブ活動で手工芸等を行う際に、別途材料費をいただくことがあります。その際には、事前に了承をいただいてから実施します。

利用料金やサービス内容については、当施設支援相談員までお気軽にお問合せください。